

令和5年度第1回
厚真町津波防災地域づくり
推進協議会

令和5年5月26日(金) 13:30~15:00
厚真町総合福祉センター 大集会室

1 開会

2 議事

「津波防災地域づくり推進計画の策定について」

- (1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の概要
- (2) 厚真町の地域特性・これまでの津波対策
- (3) 津波防災地域づくり推進計画策定の目的
- (4) 津波防災地域づくり推進協議会の設置目的
- (5) 協議会の進め方（今後のスケジュール）

3 閉会

議事

『津波防災地域づくり推進計画の 策定について』

(1) 日本海溝・千島海溝沿 いの巨大地震の概要

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に係る取組の流れ

青文字：国
緑文字：道
赤文字：町

4

- 令和2年 4月 ・国は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを公表
- 令和2年 7月 ・道は、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会にワーキンググループを設置し、津波浸水想定について検討
- 令和3年 7月 ・道は、太平洋海沿岸の津波浸水想定を公表
- 令和3年10月 ● ・町は、津波浸水区域に係る住民・企業等を対象に津波浸水想定等について、説明会を開催
- 令和3年12月 ・国は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う被害想定を公表
- 令和4年 1月 ・道は、厚真町の津波災害警戒区域を指定
- 令和4年 3月 ● ・町は、「厚真町総合防災マップ」を整備し、町内全戸に配布
- 令和4年 5月 ・国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正特措法が参院本会議で可決・成立
- 令和4年 7月 ・道は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を公表
- 令和4年 9月 ・国は、厚真町を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災推進地域及び津波避難対策特別強化地域に指定
- 令和4年12月 ・道は、追加の被害想定を公表
- 令和5年 2月 ・道は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定・公表
- 令和5年 2月 ● ・町は、地域防災計画の津波避難計画を改訂
- 令和5年度

* 『日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H16法律第27号）』

➤ 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」、 「津波避難対策緊急事業計画」を策定、及び「厚真町地域防災計画」を改訂

* 『津波防災地域づくりに関する法律（H23年法律第123号）』

➤ 厚真町津波防災地域づくり推進計画を策定

津波防災地域づくりに関する法律 (平成23年法第123号)

基本指針 (国)

基礎調査の実施

津波浸水想定の設定・公表

津波警戒区域の指定

推進協議会の設置

令和5年度作成

推進計画の作成 (厚真町)

*津波による災害を防止、又は軽減効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進

- ・各種施設整備 (ハード)
- ・まちづくり関係 (ソフト・ハード)
- ・警戒避難体制の確保 (ソフト)
- ・建築等の制限 (ソフト)

日本海溝・千島海溝地震特措法 (平成16年法律第27号)

《地域指定》・地震防災対策推進地域
・津波避難対策特別強化地域

基本計画 (国：中央防災会議)

対策計画の作成
(民間事業者)

推進計画の作成
(厚真町)

津波避難対策緊急事業計画の作成
(厚真町)

○「推進計画」(町)

- ・避難場所、避難路等施設の整備
- ・津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助
- ・防災訓練 ・関係機関との連携
- ・津波避難対策緊急事業計画の基本事項

○「津波避難対策緊急事業計画」(町)

- ・津波から避難するために必要な緊急事業
- ・事業の具体的な目標及び達成の期間

*「対策計画」(民間事業者)

- ・津波からの円滑な避難の確保に関する事項

津波浸水想定区域図

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの公表（令和2年4月）

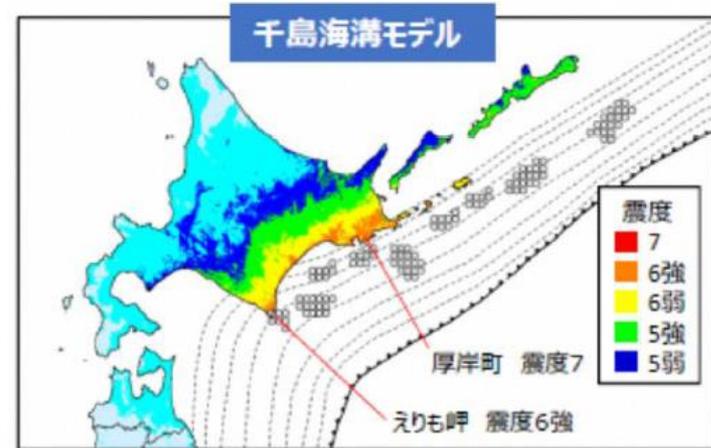
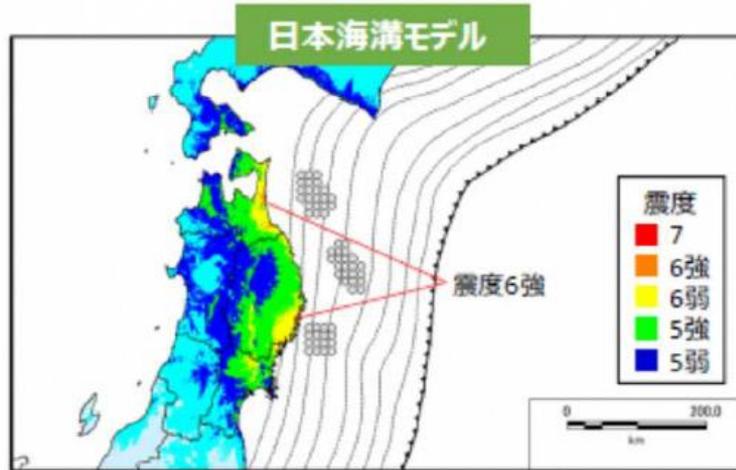
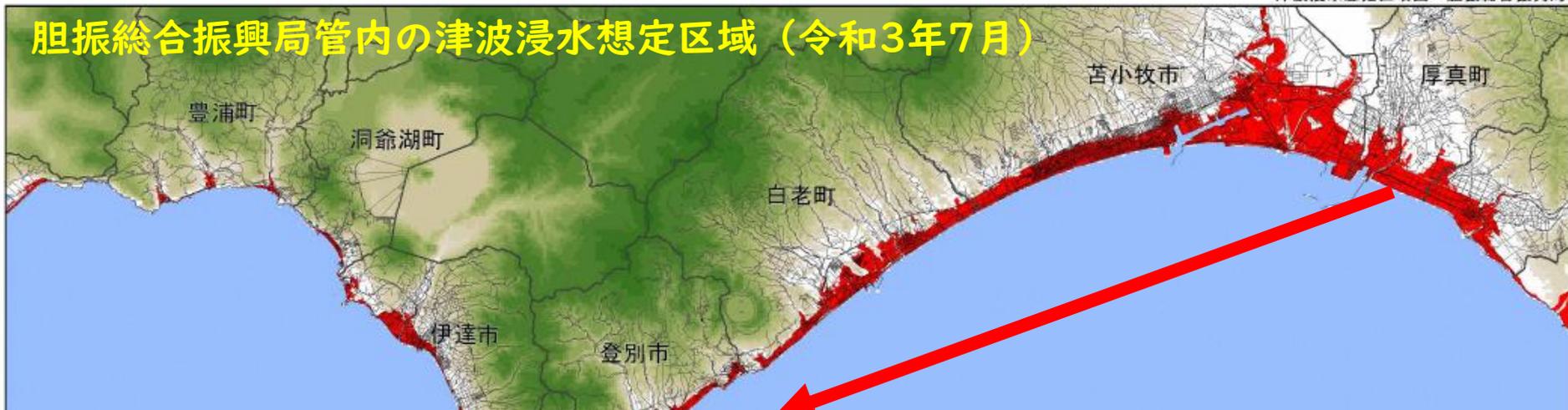


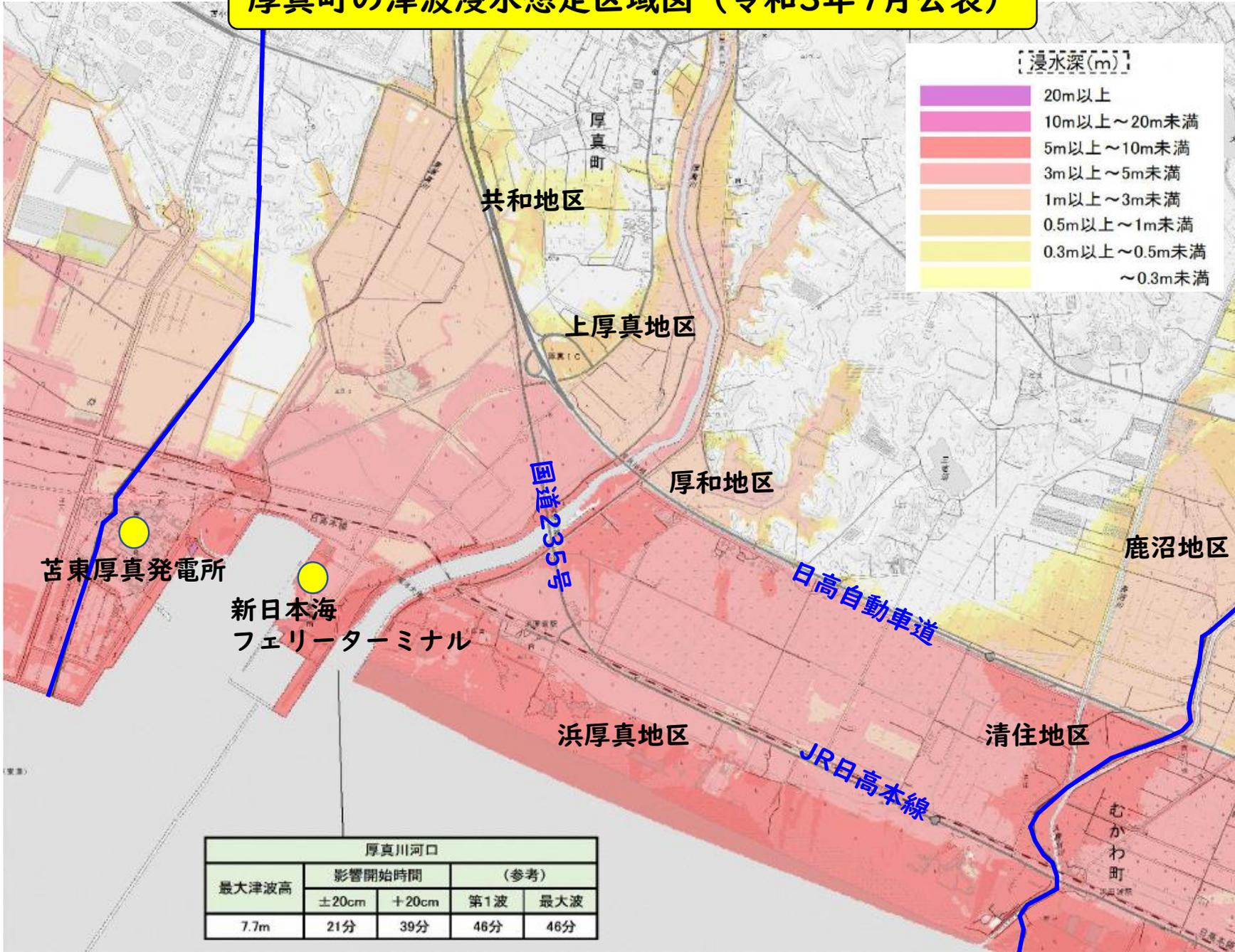
図 胆振総合振興局

胆振総合振興局管内の津波浸水想定区域（令和3年7月）



最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	7.4m~9.2m	±20cm	+20cm	第1波到達時間
17分~21分		38分~40分	44分~47分	44分~170分

厚真町の津波浸水想定区域図（令和3年7月公表）



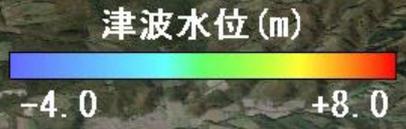
浸水深(m)

20m以上
10m以上～20m未満
5m以上～10m未満
3m以上～5m未満
1m以上～3m未満
0.5m以上～1m未満
0.3m以上～0.5m未満
～0.3m未満

厚真川河口				
最大津波高	影響開始時間		(参考)	
	±20cm	+20cm	第1波	最大波
7.7m	21分	39分	46分	46分

津波浸水アニメーション (参考)

経過時間
00時間 00分



津波災害警戒区域の指定（令和4年1月）

〇町の8地区（共栄、厚和、鹿沼、上厚真、清住、浜厚真、富野、共和）指定



現在、70市町村が指定

『津波災害警戒区域（ゼロゾーン）とは？』
 最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域として北海道知事が指定する区域

北海道知事指定

- ①津波警戒体制の整備（避難施設・避難路、津波避難訓練、情報伝達等）
- ②津波ハザードマップの作成・周知
- ③避難促進施設における避難確保計画の作成
- ④宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

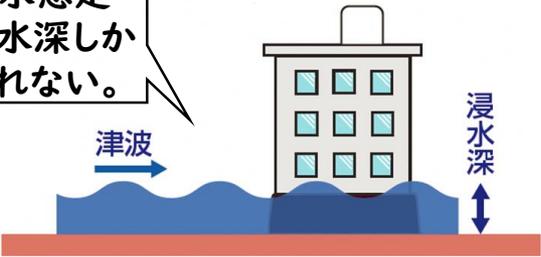
基準水位（10m四方）
（野原公園）

5.0	5.0	5.0	5.0	4.8	4.1	4.1	4.6	4.6	4.8	4.8	4.5	4.3	4.6	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	5.0	5.0
5.0	5.0	4.9	4.9	4.3	4.1	4.1	4.3	4.7	4.4	4.2	4.2	4.1	4.5	4.7	4.7	4.7	4.8	4.8	4.8	4.9
5.0	5.0	4.8	4.1	4.1	4.2	4.3	4.2	4.2	4.1	4.2	4.8	4.7	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0
5.0	5.0	4.9	4.2	4.1	4.1	4.6	4.4	4.2	4.2	4.3	4.6	4.7	4.7	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
5.0	5.1	5.0	4.3	4.1	4.2	4.5	4.7	4.3	4.2	4.2	4.1	4.6	4.8	4.9	4.8	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0
5.0	4.9	4.6	4.1	4.3	4.2	4.6	4.3	4.2	4.2	4.2	3.9	4.6	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	5.1	5.1	5.1
5.0	5.0	4.9	4.9	4.2	4.2	4.2	4.7	4.4	4.2	4.2	4.0	4.3	4.9	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
5.0	5.0	5.0	5.1	4.4	4.2	4.3	4.1	4.8	4.3	4.2	4.3	4.2	4.0	4.8	4.9	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
5.0	5.1	5.1	5.0	4.8	4.1	4.3	4.1	4.8	4.4	4.3	4.3	4.2	4.4	5.0	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
4.9	5.0	5.1	4.9	5.1	5.1	5.1	4.3	4.1	4.3	4.4	4.3	4.4	4.3	4.1	4.9	5.0	5.1	5.1	5.1	5.1
5.0	5.0	5.0	5.1	5.1	5.1	5.1	4.7	4.9	4.3	3.9	4.9	4.7	4.3	4.6	4.5	4.5	4.5	4.4	4.2	4.0
5.0	4.9	5.0	5.0	5.1	5.1	5.0	5.1	4.2	4.1	4.1	4.4	4.7	4.4	4.4	4.5	4.4	4.5	5.0	5.0	4.9
5.0	4.9	5.0	5.0	5.1	5.1	5.1	5.0	5.2	4.6	4.1	4.2	4.5	4.6	4.5	4.4	4.4	4.8	4.8	5.0	5.1
5.0	5.0	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	5.1	4.2	4.1	4.2	4.6	5.0	4.6	4.5	4.5	4.4	4.2	4.0
5.1	4.9	5.1	5.1	5.1	5.1	5.0	5.2	5.0	5.2	4.6	4.1	4.3	4.2	5.0	4.8	4.8	4.5	4.3	4.7	4.8
5.0	5.1	5.1	5.1	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1	5.2	5.1	4.1	4.2	4.3	4.4	4.4	4.6	4.8	4.5	4.4	4.2
5.1	5.2	5.2	5.2	5.1	5.0	5.1	5.0	5.2	5.1	5.1	4.8	4.2	4.2	4.2	4.7	4.7	4.4	4.3	4.3	4.2
5.1	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.2	5.1	5.1	5.1	4.8	4.4	4.2	4.2	4.3	4.6	4.9	4.4	4.4	4.3	4.2
5.1	5.3	5.3	5.1	5.0	5.2	5.1	5.2	5.0	4.5	4.7	4.7	4.8	4.3	4.2	4.3	4.8	4.7	4.5	4.4	4.2

津波浸水想定

（北海道知事が設定）

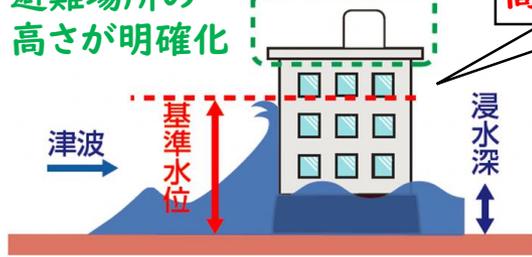
津波浸水想定では浸水深しか表示されない。



津波災害警戒区域

（北海道知事が指定）

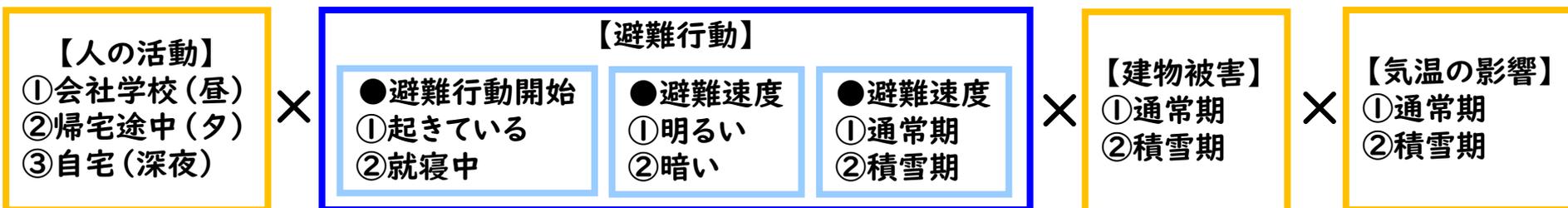
避難場所の高さが明確化



津波災害警戒区域ではせき上げ高が表示される。

被害想定（令和4年7月及び12月）

被害想定的前提



季節	時間帯	人の活動	避難行動			建物被害	気温による影響
			行動開始時間	避難速度	避難速度		
夏	昼	会社学校等の外出	起きている	明るい	通常	通常	通常
	夕	帰宅等で移動中	起きている	明るい	通常		
	深夜	自宅で就寝中	就寝中	暗い	通常		
冬	昼	会社学校等の外出	起きている	明るい	積雪	積雪荷重の考慮	低体温
	夕	帰宅等で移動中	起きている	暗い	積雪		
	深夜	自宅で就寝中	就寝中	暗い	積雪		

時期・時間	条件等
夏・昼	木造建築物内の滞留人口が1日中で少ない時間帯があるため、建物倒壊等による人的被害が少なくなると想定されるほか、積雪・凍結等の心配がなく、 明るい時間帯であるため、迅速な避難が可能 となり、津波による被害も少なくなる時期・時間帯
冬・夕	火気使用が最も多い時間帯 であるため、地震に伴う出火・延焼による被害が想定されるほか、 積雪・凍結により避難速度が低下 するため、津波による被害も多くなる時期・時間帯
冬・深夜	多くの人が 自宅で就寝中の時間帯 であるため、 避難準備に時間を要す ほか、 夜間の暗闇や積雪・凍結による被害が多くなる 時期・時間帯

北海道と国との被害想定と比較

			日本海溝モデル		千島海溝モデル		
			北海道	内閣府	北海道	内閣府	
全壊棟数	揺れ	夏・昼	約40	—	約3,000	約1,400	
		冬・夕	約120	—	約6,200	約1,700	
		冬・深夜	約120	—	約6,200	約1,700	
	液状化	夏・昼	約3,600	約800	約3,700	約1,600	
		冬・夕	約3,600	約800	約3,700	約1,600	
		冬・深夜	約3,600	約800	約3,700	約1,600	
	津波	夏・昼	約130,000	約118,000	約42,000	約51,000	
		冬・夕	約130,000	約118,000	約41,000	約51,000	
		冬・深夜	約130,000	約118,000	約41,000	約51,000	
	急傾斜地崩壊	夏・昼	約20	—	約150	約70	
		冬・夕	約20	—	約140	約70	
		冬・深夜	約20	—	約140	約70	
死者数	建物倒壊	夏・昼	—	—	約40	約40	
		冬・夕	—	—	約140	約60	
		冬・深夜	—	—	約160	約70	
	津波	早期避難率高 +呼びかけ	夏・昼	約9,000	約1,900	約27,000	約22,000
			冬・夕	約41,000	約9,100	約48,000	約30,000
			冬・深夜	約48,000	約34,000	約50,000	約43,000
		早期避難率低	夏・昼	約121,000	約94,000	約94,000	約74,000
			冬・夕	約149,000	約108,000	約106,000	約79,000
			冬・深夜	約139,000	約137,000	約95,000	約85,000
	急傾斜地崩壊	夏・昼	—	—	約10	—	
冬・夕		—	—	約20	—		
冬・深夜		—	—	約20	—		
負傷者数	早期避難率高 +呼びかけ	夏・昼	約270	約300	約2,600	約6,400	
		冬・夕	約450	約800	約4,000	約3,000	
		冬・深夜	約370	約2,000	約11,000	約2,600	
	早期避難率低	夏・昼	約5,200	約5,400	約5,800	約8,200	
		冬・夕	約4,600	約5,100	約7,000	約4,600	
		冬・深夜	約4,400	約5,900	約14,000	約4,200	
低体温症要対処者数		冬・深夜	約66,000	約19,000	約15,000	約14,700	
避難者数	早期避難率低	冬・夕	約253,000	約413,000	約59,000	約250,000	

建物被害									
想定	建物被害（全壊棟数）							津波 火災	屋外 落下物
	揺れ	液状化	津波	急傾斜地 崩壊	地震 火災	合計	流水によ る増加		
夏・昼	—	30	180	—	—	210	—	—	—
冬・夕	—	30	180	—	—	210	—	—	—
冬・深夜	—	30	180	—	—	210	—	—	—

人的被害							
想定	建物 倒壊	死者数				負傷者数	
		津波		急傾斜地 崩壊	地震 火災	避難意識高 +呼びかけ	避難 意識低
		早朝避難率高 +呼びかけ	早朝 避難率低				
夏・昼	—	20	30	—	—	—	—
冬・夕	—	10	20	—	—	—	—
冬・深夜	—	10	20	—	—	—	—

揺れによる要救助者数、津波被害に伴う要救助者数、低体温症要対処者数			
	揺れ	津波	低体温症要対処者数
夏・昼	—	—	10
冬・夕	—	—	
冬・夜	—	—	

避難者数

想定	津波による 避難者	避難者総数			(うち)避難所避難者		
		直後	1日後	2日後	直後	1日後	2日後
冬・夕	40	340	240	240	220	160	160

要配慮者数

想定	65歳以上の高齢 単身者	5歳未満 乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	要介護 認定者	難病患者	妊産婦	外国人	合計
冬・夕	10	10	10	—	—	10	—	—	—	40

インフラ・ライフライン被害

道路被害			橋梁被害			上水道断水人口			下水道支障人口
津波 浸水域内	津波 浸水域外	合計	交通 支障	不通	合計	直後	1日後	2日後	直後
20	10	30	—	—	—	760	440	420	20

下水道復旧予測日数

復旧日数(作業員1/4):日	復旧日数(作業員1/2):日
1週間程度	3日程度

停電軒数

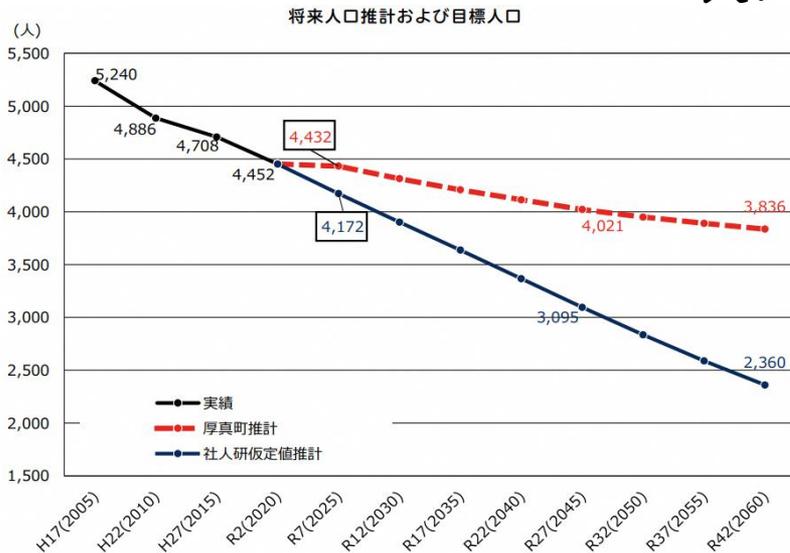
直後	1日後	2日後	3日後	1週間後
60	60	60	60	60

(2) 厚真町の地域特性 ・津波対策

厚真町の地域特性

厚真町（沿岸部）の人口推移

町全体の人口は減少傾向にあるが、上厚真と厚和は人口増加。厚和と浜厚真は、65歳以上割合が減少。



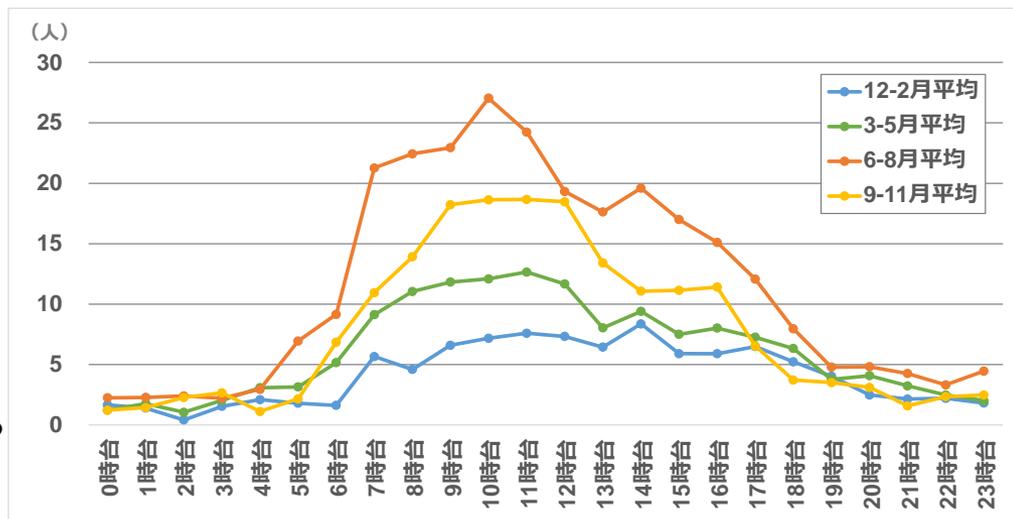
出典：厚真町「第4次厚真町総合計画改訂版」

	2015年			2020年		
	人口	65歳以上(割合)	世帯	人口	65歳以上(割合)	世帯
富野	96	41(42.7%)	41	90	42(46.7%)	42
共栄	90	44(48.9%)	34	71	35(49.3%)	26
共和	158	71(44.9%)	61	145	67(46.2%)	57
上厚真	631	121(19.2%)	263	703	150(21.3%)	291
厚和	46	22(47.8%)	21	52	17(32.7%)	22
鹿沼	134	60(44.8%)	50	98	53(54.1%)	45
浜厚真	58	22(37.9%)	29	49	17(34.7%)	28
清住	0	0(0.0%)	0	0	0(0.0%)	0

出典：国勢調査（2015年、2020年）

浜厚真の季節別・時刻別滞在者数

浜厚真海浜公園付近は、6～8月10時台をピークにサーファーなどの滞在人口が多い。2022年7月17日には10時・11時台に約180人を記録しており、夏の週末は午前中を中心に100人を超える滞在者がいる時間帯がある。夏以外の季節でも日中は数名の滞在者がいることが分かる。



出典：携帯基地局データ

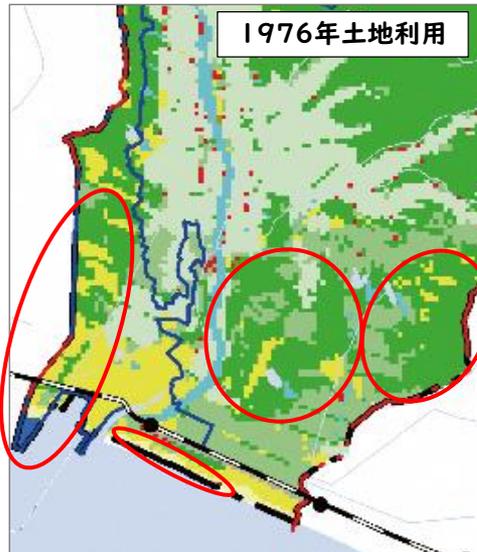
厚真町（沿岸部）の地形・土地利用



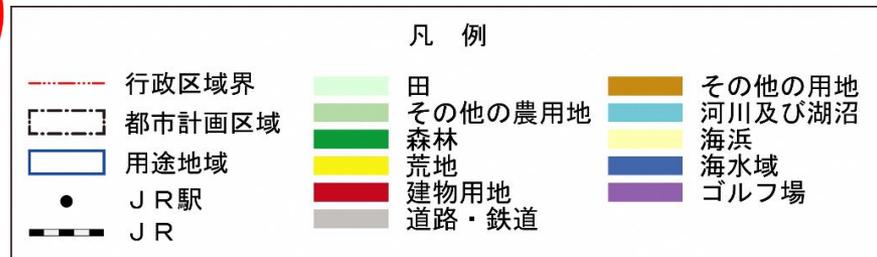
出典：地理院地図「地形分類（自然地形）」

内陸まで低地が入り込んでおり、**津波が広がりやすい地形**をしている。

- 台地・段丘（低地が隆起してできた台地状の地形。低地との境界などには侵食による崖がみられることが多い。崖の周辺では、落石や崖崩れに注意）
- 低地（河川や海の流れによって運ばれた砂礫や泥が堆積してできた平坦地。河川氾濫、高潮、液状化、津波に注意。地震時に揺れやすい。）
- 丘陵・小起伏地（起伏が小さな尾根と谷からなる地形。土砂災害に注意）



用途地域内及び周辺部を中心に建物用地やその他の用地が拡大。
台地・段丘のエリアに広がっていた森林も、その他の農用地のほか、その他の用地、建物用地、荒地に変わっている。



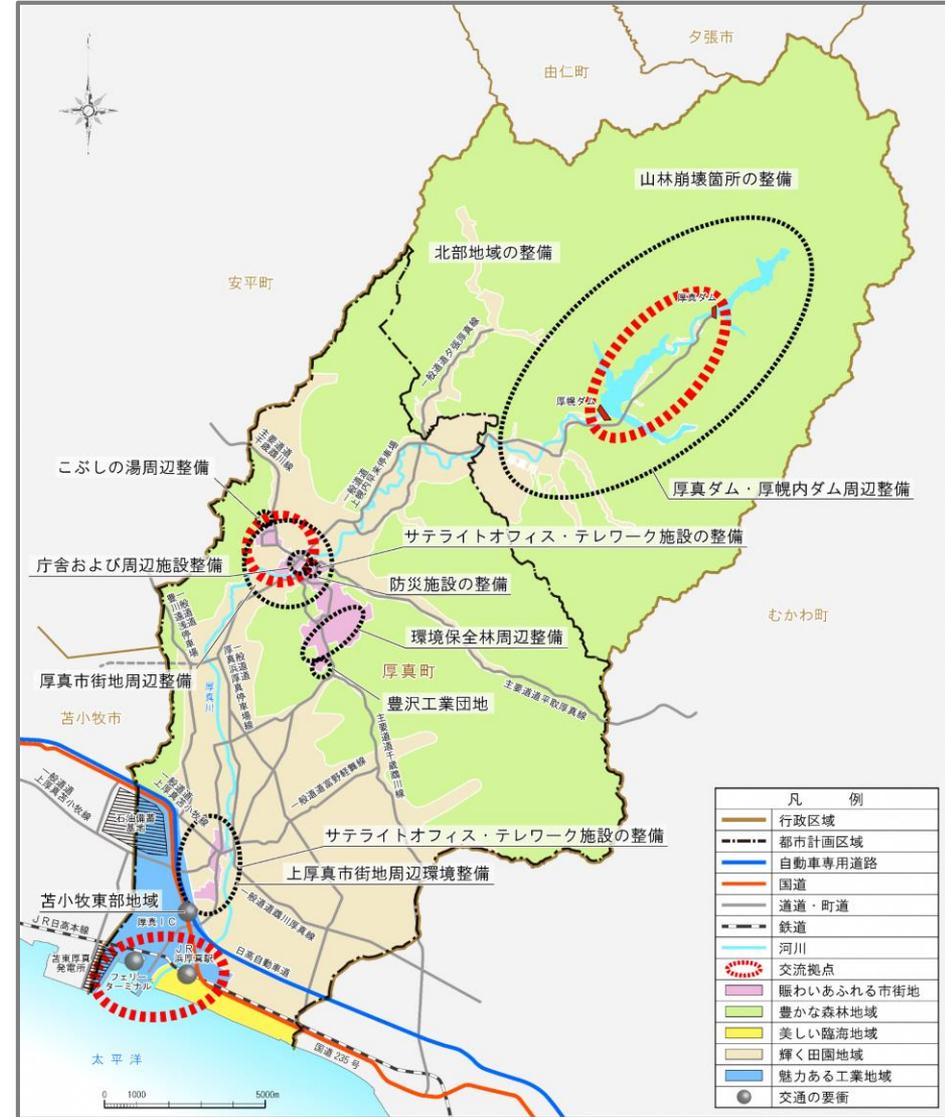
出典：土地利用現況（1976年、2014年）（資料：国土地理院数値地図）

厚真町（沿岸部）の都市計画



面積は約1割の市街化区域に人口の約7割が集中。

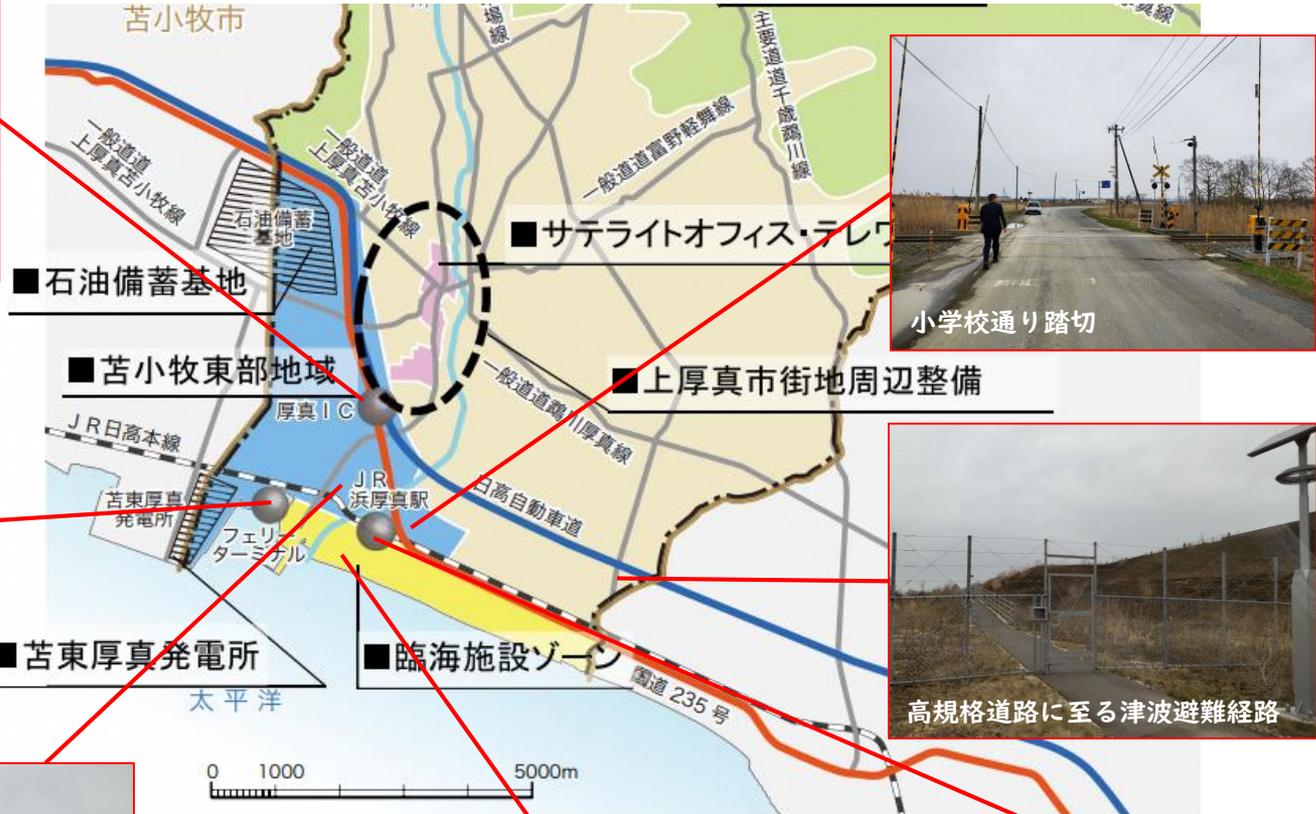
津波浸水域にかかる苫小牧東部地域は工業地域として整備が進められている。



出典：厚真町都市計画マスタープラン

厚真町（沿岸部）の主な特徴

沿岸部に人の集まる施設があり、避難経路上には線路や高規格道路、一時避難場所などが存在



出典：厚真町「第4次厚真町総合計画改訂版」

厚真町における津波対策

厚真町においては、下表のソフト・ハードの津波対策を実施。

表 厚真町における津波対策

区分	津波対策	概要
ソフト	津波避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○厚真町津波避難計画の策定(平成25年12月10日) ○厚真町津波避難計画の改訂(令和5年2月27日)
	ハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○厚真町津波ハザードマップ(初版)作成・配布(平成25年1月) ・平成24年6月北海道太平洋沿岸に係る津波浸水予測図 ○厚真町津波ハザードマップ(L2)刷新・配布(令和4年4月) ・令和3年7月の北海道による太平洋沿岸の津波浸水想定公表 ・令和4年1月の津波災害警戒区域の反映をもとに基準水位マップ
	津波に関する説明会	○ハザードマップ初版作成、刷新時、住民説明会を開催
	津波に係る防災訓練	○町職員や町民を対象として、平成23年～令和4年の期間に、総合訓練、防災図上訓練、避難救出訓練、総合防災訓練を計9回実施
	自主防災の取組み	○自主防災組織の設立・避難計画等の作成依頼の支援提案
ハード	高規格道路の津波指定緊急避難場所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○「高規格道路22KP旋回場」を指定緊急避難場所に指定 ・平成25年3月25日、国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部と「津波緊急避難における日高自動車道の区域の一時使用に関する協定書」締結 ○「高規格道路24KP避難場所」の追加指定 ・令和4年3月28日、協定書を修正・再締結
	看板設置	<ul style="list-style-type: none"> ○津波ハザードマップ看板の設置(令和4年4月) ○海拔標示看板の設置 ○避難所看板立て替え(災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098))(令和4年10月)

厚真町津波避難計画

令和5年2月
厚真町防災会議

目次

第1章 総則... 第1節 目的... 第2節 計画の見直し... 第3節 用語の意義... 第2章 津波避難計画... 第1節 津波浸水想定区域... 第2節 被害想定... 第3節 津波到達予想時間等の設定... 第4節 避難対象地域... 第5節 避難目標地点... 第6節 津波指定緊急避難場所及び津波指定避難所... 第7節 避難困難地域... 第8節 避難路... 第9節 避難経路... 第10節 避難の方法... 第11節 後発地震... 第3章 初期体制（職員の実集等）... 第1節 初期体制... 第2節 実施基準... 第3節 津波情報の収集・伝達... 第4章 避難指示の発令... 第1節 発令基準... 第2節 津波情報及び避難指示の伝達方法... 第5章 津波対策の教育・啓発... 第1節 教育・啓発... 第2節 避難訓練の実施... 第6章 積雪・寒冷地対策... 第1節 冬季道路交通の確保... 第2節 避難対策、避難生活環境の確保... 第3節 電力の確保... 第7章 その他の留意点... 第1節 観光客、サーファー客、釣客等の避難対策... 第2節 災害時要配慮者の避難対策および応急確認... 第3節 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進... 厚真町避難計画の沿革

第7節 避難困難地域

- 1 避難可能距離（算出方法：北海道の「津波避難計画策定指針（平成24年6月）」による。）
2、340m（老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度を目安）

徒歩速度(1.0m/秒) x (津波到達予想時間(44分)-避難開始時間(5分)) x 60 = 避難可能距離(2,340m)

※ 地震発生から5分後に避難を開始し、歩行速度は、1.0m/秒（時速3.6km）で算出【歩行速度の参考】（「津波避難計画策定指針（平成24年6月）」による。）

Table with 3 columns: 歩行状態, 歩行速度, 備考. Includes categories like 老人単独歩行, ペーサーを押している人, 群衆歩行, etc.

2 避難困難地域

海岸線に近い避難困難地域内では、避難に適する避難ビル・タワーなどの避難場所が無いため、津波指定緊急避難場所である高規格道路22KP・24KP避難場所又は津波浸水想定区域外に避難することを考慮し、J・R北海道日高線以南を避難困難地域とする。

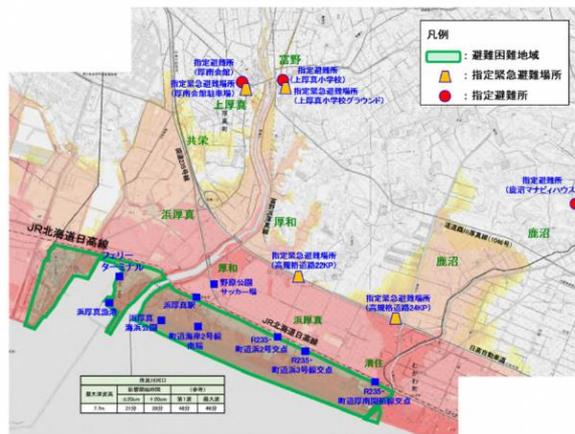


Table titled '【参考】指定緊急避難場所・指定避難所までの距離' showing distances from main points to various evacuation locations like 22KP and 24KP sites, and community centers.

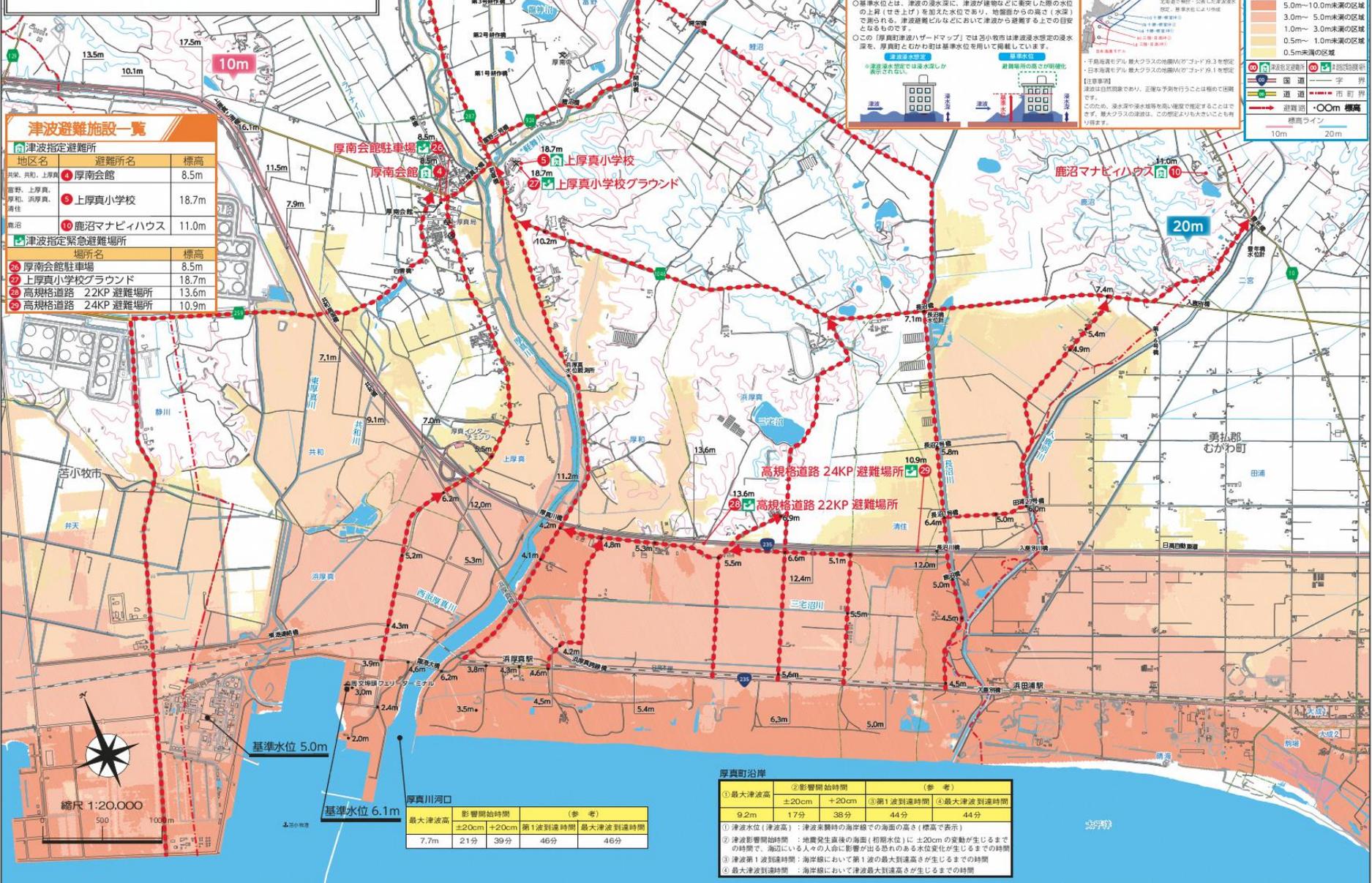
第8節 避難路

避難目標地点まで最も短時間、かつ安全に到達できる主要道路を指定する。

Table with 2 columns: 地区, 避難路基準（幅員）. Lists evacuation routes for areas like 浜厚真地区, 厚和地区, etc.



厚真町津波ハザードマップ



津波避難施設一覧

津波指定避難所		
地区名	避難所名	標高
厚真、共和、上厚真	④ 厚南会館	8.5m
厚野、上厚真、厚和、浜厚真、清住	⑤ 上厚真小学校	18.7m
鹿沼	⑩ 鹿沼マナビィハウス	11.0m

津波指定緊急避難場所		
場所名	標高	
② 厚南会館駐車場	8.5m	
③ 上厚真小学校グラウンド	18.7m	
⑥ 高規格道路 22KP 避難場所	13.6m	
⑦ 高規格道路 24KP 避難場所	10.9m	

津波浸水想定と基準水位について

○津波浸水想定とは、最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深のことです。
 ○基準水位とは、津波の浸水深に、津波が建物などに衝突した際の水位の上昇（せき上げ）を加えた水位であり、地盤面からの高さ（水深）で表される。津波避難ルートなどにおいて津波から避難する上での目安となるものです。
 ○この「厚真町津波ハザードマップ」では苫小牧市は津波浸水想定の高水深を、厚真町とわかわ町は基準水位を用いて掲載しています。

津波浸水想定は浸水しか表示されていません。
 避難場所の高さが明確化されています。

津波シミュレーションについて

厚真町は日本海側で、津波が頻りに襲われる地域です。津波が襲った際の被害を減らすために、津波シミュレーションを実施しています。これは、過去の津波の記録や、最新の観測データに基づいて、津波の浸水範囲や水深を予測したものです。

○厚真町は、日本海側で、津波が頻りに襲われる地域です。津波が襲った際の被害を減らすために、津波シミュレーションを実施しています。これは、過去の津波の記録や、最新の観測データに基づいて、津波の浸水範囲や水深を予測したものです。

凡例

津波指定避難所	津波指定緊急避難場所	境界	市界
道路	国道	道	市界
避難ルート	避難ルート	避難ルート	避難ルート
10m 標高	10m 標高	10m 標高	10m 標高

厚真川河口

最大津波高	影響開始時間	第1波到達時間	最大津波到達時間
±20cm	+20cm		
7.7m	21分	39分	46分

厚真町沿岸

①最大津波高	②影響開始時間	③第1波到達時間	④最大津波到達時間
±20cm	+20cm		
9.2m	17分	38分	44分

①津波水位（津波高）：津波襲撃時の海岸線での海面の高さ（標高で表示）
 ②津波影響開始時間：地震発生直後の海面（初期水位）に ±20cm の変動が生じるまでの時間で、潮位にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化が生じるまでの時間
 ③津波第1波到達時間：海岸線において第1波の最大到達高が生じるまでの時間
 ④最大津波到達時間：海岸線において津波最大到達高が生じるまでの時間

【厚真町に基づき国土院院長承認（使用）R 21HS 293-644号】 【厚真町に基づき国土院院長承認（使用）R 21HS 294-300号】 【JIS 28210 津波避難場所 避難所（建物）】

年度	実施日	種別	実施概要	参加者
H23	H23.12.6	総合訓練	・災害対策本部図上訓練 ・避難訓練、避難所運営訓練等	町職員・町民
H24	H25.2.27 H25.2.28	図上訓練	・災害対策本部図上訓練	町職員
H25	H25.10.31	避難救出訓練	・津波避難訓練（高規格道路緊急退避場避難）	町職員・町民
H26	H26.8.8	避難救出訓練	・避難所の開設訓練等	町職員
H27	H28.1	避難救出訓練	・避難所の開設訓練等	町職員・町民
H28	H28.11.30	避難救出訓練	・自治会避難訓練、炊き出し訓練等	町職員・町民
H29	H28.11.5	避難救出訓練	・津波避難訓練 （内閣府主催・町共催）	町職員・町民
R3	R3.11.27	図上訓練	・災害対策本部図上訓練	町職員
R4	R4.7.23(図上) R4.8.7(実動)	総合防災訓練	・災害対策本部図上訓練 ・住民避難訓練等	町職員・町民

令和4年度総合防災訓練の様子

《防災図上訓練》

《実動訓練》



情報処理



対策本部会議



避難者の受付



ダンボールベッドの組立

ハード対策

高規格道路（日高自動車道）の津波指定緊急避難場所設置

国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部と「津波緊急避難における日高自動車道の区域の一時使用に関する協定書」を締結

高規格道路24KP避難場所 (令和4年3月)



高規格道路22KP避難場所 (平成25年3月)



ハード対策

津波ハザードマップ看板の設置（令和4年4月）

ライオンズクラブ寄贈により、津波ハザードマップ看板を設置



浜厚真海浜公園駐車場



厚真町沿岸地域一帯の状況

○【避難困難地域】

JR日高線以南の地域

○【避難困難者】

- ・住 民: 6世帯12人(左岸)
- ・事業所: 約110人(最大1,180人)
- 《右岸: 89人(最大1,089人)》
- 《左岸: 21人(最大91人)》
- ※フェリー運航時: 最大+1000人
- ※サーファー(平時): 約70人(イベント時+α)



(3) 厚真町津波防災地域づくり推進計画の策定目的

1 津波防災地域づくり推進計画の策定目的

津波防災地域づくり推進計画（以下、「推進計画」という。）は、東日本大震災を教訓として制定された津波防災地域づくり法（以下、「法」という。）に基づき、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画。

町が実施する施策だけでなく、国、北海道、地域住民など多様な主体が実施するハード、ソフトのあらゆる施策を計画に位置づけが可能となる。

表 推進計画策定の主な効果

項目	主な効果
1.関係当事者と連携し統一した津波防災地域づくり像を共有	<ul style="list-style-type: none"> ・町の防災・危機管理部門だけでなく、関係部門含め、<u>全町のハード・ソフト施策を総動員</u> ・<u>町と北海道、国と津波対策を協働</u>して検討
2.住民や民間事業者の防災意識向上	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>津波防災・減災の対策を整理</u>することで、住民や民間事業者にわかりやすく周知
3.津波防護施設の整備等の特例措置の利用可能	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画で位置付けた推進計画区域内において、後背市街地等への津波による浸水を防止・軽減する津波防護施設の整備などで、<u>特例措置が利用可能</u>

津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)の概要 国土交通省

- 平成23年12月7日、「津波防災地域づくりに関する法律」が成立(衆参とも全会一致)。
- 本法により、将来起こりうる最大クラスの津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な制度を創設。

法律の概要 (平成23年12月14日公布 平成23年12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行)

基本指針

基礎調査の実施

都道府県は津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行う。

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深)を設定し、公表する。

(令和3年7月公表済み)

推進計画の作成

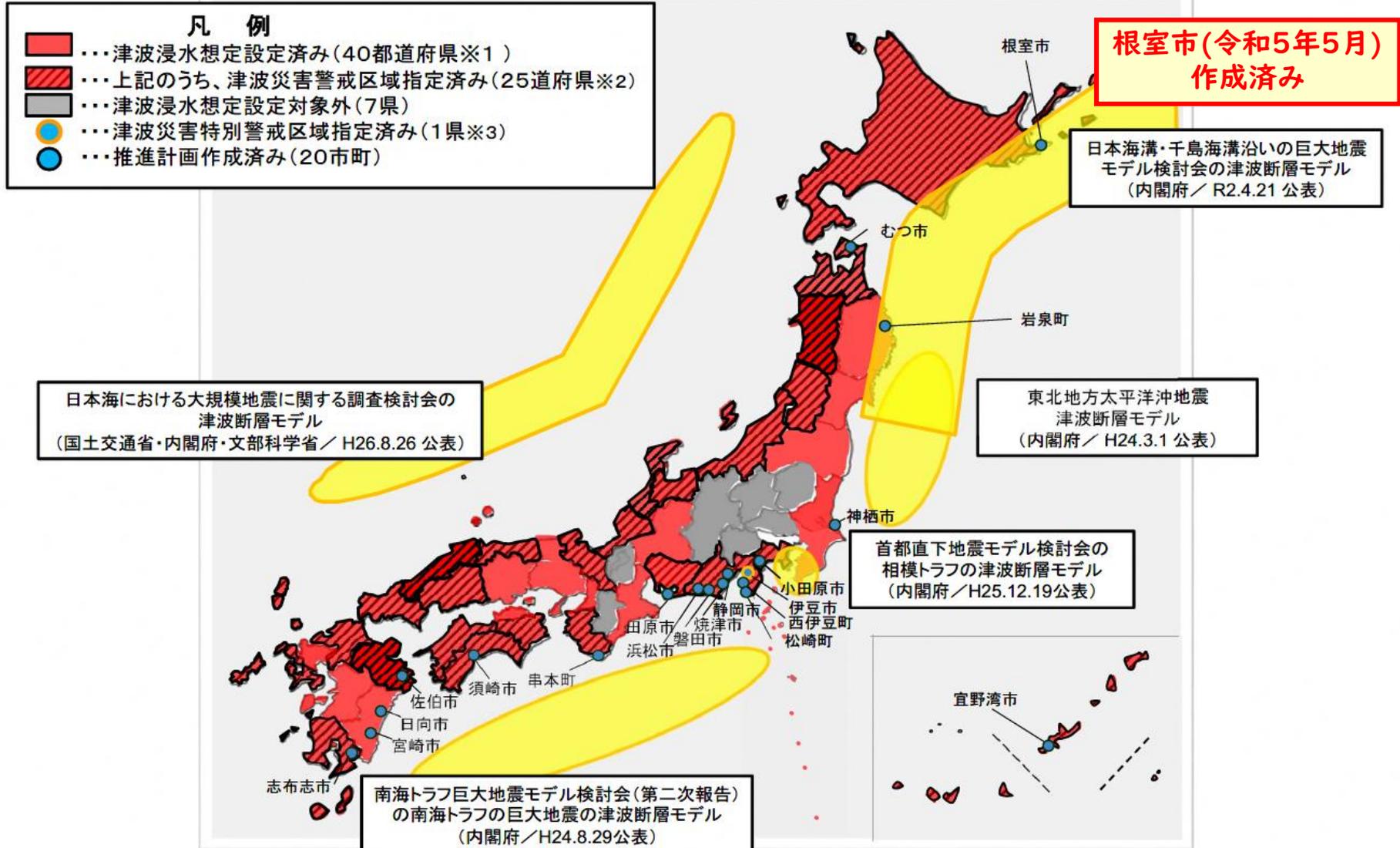
市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる。

津波災害警戒区域等の指定

- ・都道府県知事は、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

(令和4年1月公表済み)

図 津波防災地域づくり法の全体概要



※1 東京都は島嶼部のみ ※2 北海道、新潟県、神奈川県、静岡県、和歌山県、島根県、大分県、鹿児島県は一部の市町村において指定 ※3 静岡県伊豆市の1市にて指定

図 津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域の指定及び推進計画の作成状況

注. 推進計画作成済み市町は、令和4年度に根室市、岩手県岩泉町、沖縄県宜野湾市が新たに策定し、計20市町となった。
出典：国土交通省ホームページ（令和5年4月17日現在）

2 津波防災地域づくり推進計画の概要

推進計画は、北海道が令和3年7月に設定した津波浸水想定を踏まえ、最大クラスの津波に対する町の津波防災地域づくりの具体像を提示する。

法第10条第2項及び第3項で定めるべき事項を規定（下表）。防災まちづくりの観点から、土地利用も含めた津波防災対策を提示する。

表 推進計画で定めるべき事

項目	定めるべき事項
必須の計画事項	○計画区域
概ね設定事項	○津波防災地域づくりの総合的な推進に関する 基本的な方針 ○浸水区域における 土地の利用 及び 警戒避難体制の整備 に関する事項 ○ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務 に関する事項

注. 津波防災地域づくり法及び推進計画の関係、概要はパンフレット参照。

図 いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



(4) 厚真町津波防災地域づくり推進協議会の設置目的

○設置目的

津波防災地域づくり推進協議会は、法第11条第1項において以下の目的で組織可能と規定されている。

- ・ 推進計画の作成に関する協議
- ・ 推進計画の実施に係る連絡調整

推進計画は、③で示したとおり、町以外の施策も位置付け、津波防災地域づくりを総合的に推進するものである。

厚真町津波防災地域づくり推進協議会（以下、「協議会」という。）は、厚真町はもとより、町以外の多様な主体と意見交換を行うために設置する。協議会は、国土交通省、北海道庁、学識者、地域の代表、町の関係課等で構成する。

協議会は令和5年5月～令和6年2月まで計4回実施予定。

表 津波防災地域づくり推進協議会の実施時期

回 時期（予定）	検討事項（案）
第1回 5/26	・ 地震・津波被害、地域特性 ・ 計画、協議会の目的 ・ 協議会の進め方
第2回 8/8	・ 住民懇談会結果報告 ・ 事業・事務の検討 ・ 推進計画（骨子案）
第3回 11月	・ 住民懇談会結果報告 ・ 事業・事務の検討 ・ 推進計画（素案）⇒パブコメ
第4回 2月	・ 推進計画案の最終確認

注. 開催回数、時期、検討事項は予定。

●地区懇談会（津波防災住民懇談会）

津波防災地域づくり推進計画を地域の実情に応じた、より実効性の高い計画とするため、津波浸水区域の地域住民との懇談会を開催する。

■開催地区

- ・ 浜厚真地区
- ・ 鹿沼地区
- ・ 共栄・厚和・上厚真・富野・共和・共和団地地区

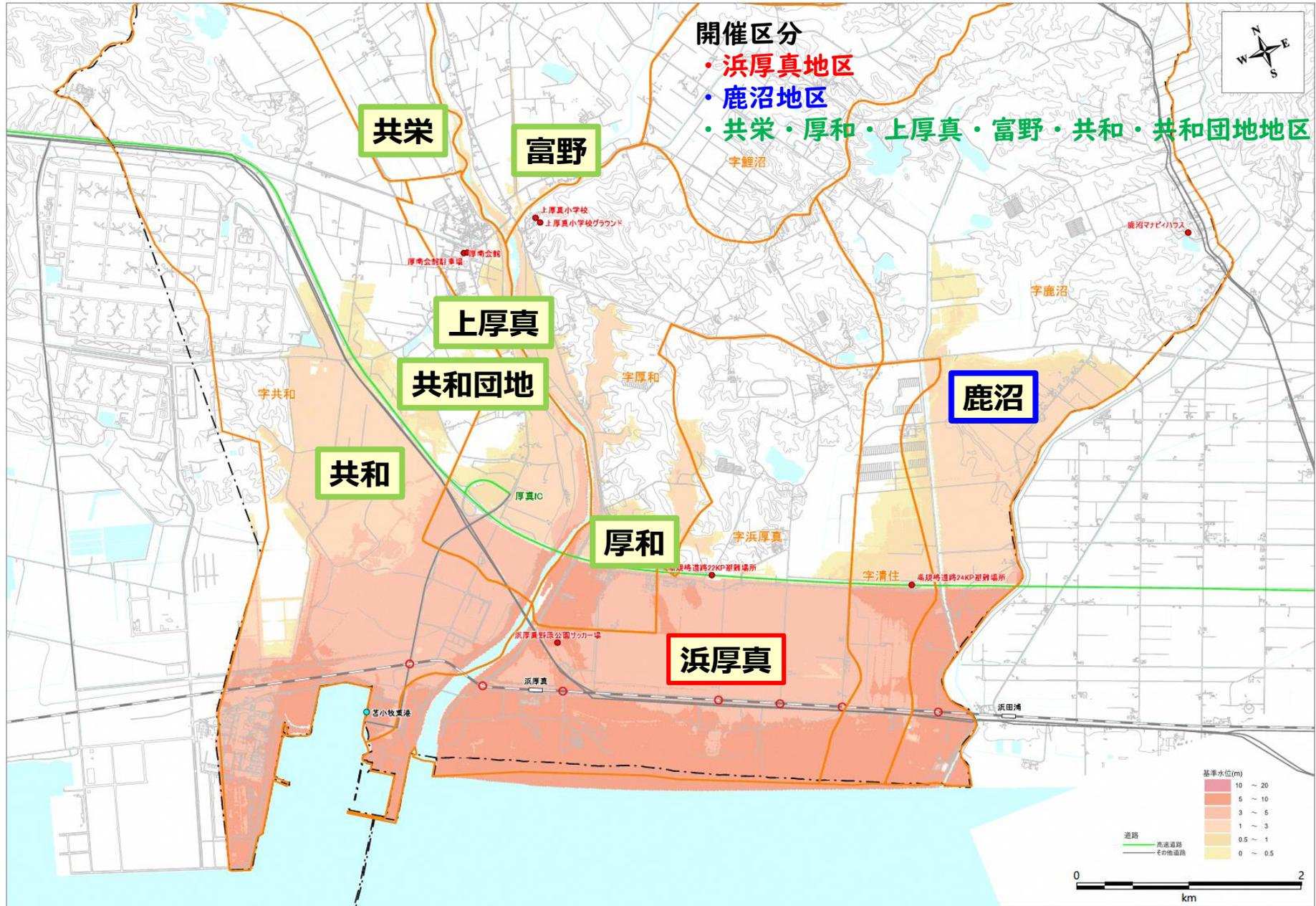
※ファシリテーター：厚真町地域防災アドバイザー 東北学院大学 定池准教授

表 津波防災住民懇談会の開催概要（案）

開催回 時期（予定）	検討事項（案）
第1回 6/7～9	○津波防災について考える ・ 地区の現状と津波浸水想定、推進計画 ・ 津波防災に関する意見交換
第2回 9月	○地区の津波防災の対策を考える ・ 第1回懇談会結果の振り返り ・ 地区の津波防災対策に関する意見交換（町の津波防災対策）
第3回 11月	○地区の津波防災対策 ・ 第2回懇談会結果の振り返り ・ 地区の津波防災対策（推進計画（案）の概要）に関する意見交換 ・ 今後の予定（推進計画の策定予定、）

注．開催回数、時期、検討事項は予定。

図 津波防災住民懇談会の対象地区



(5) 協議会の進め方 (今後のスケジュール)

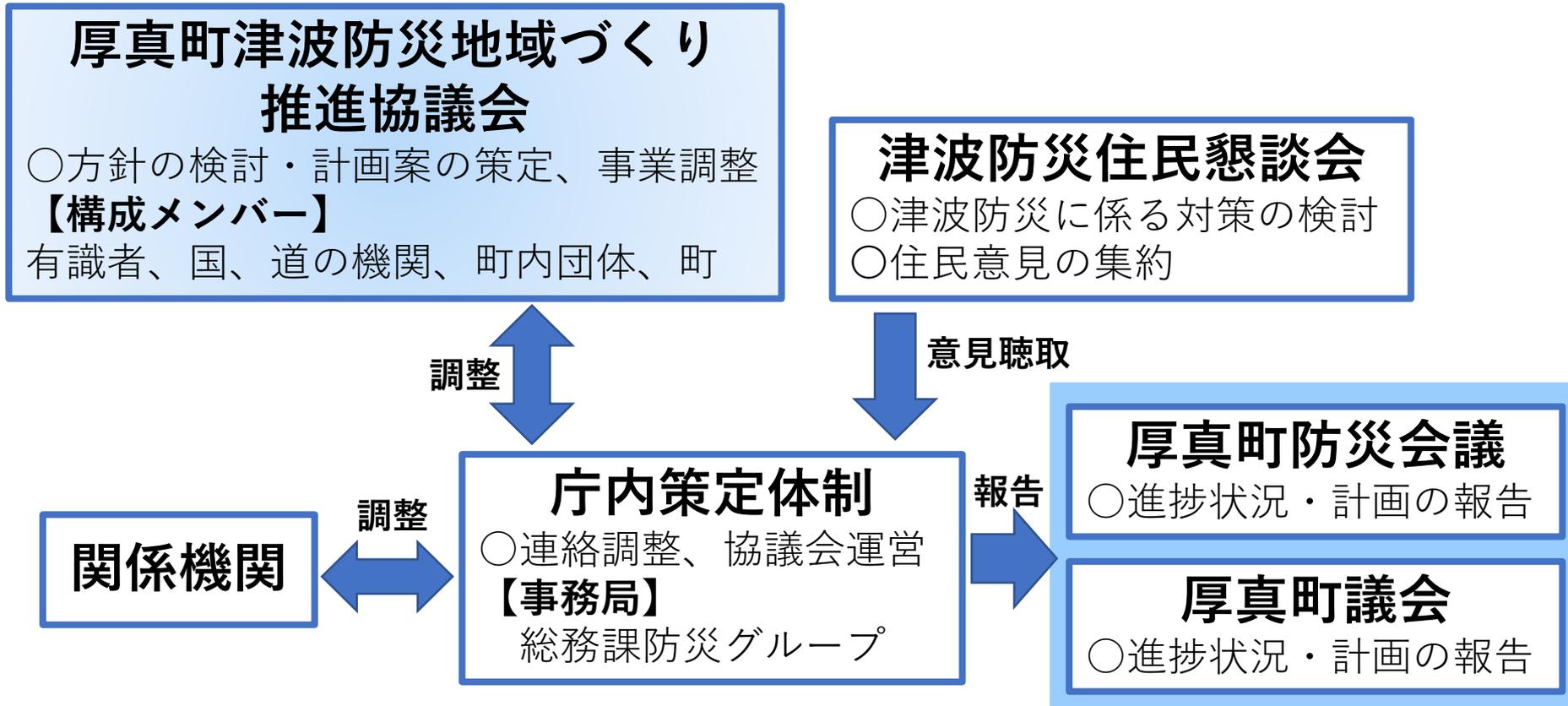
⑤協議会の進め方（今後のスケジュール）

協議会は、令和5年5月～令和6年2月まで計4回実施予定。

厚真町総務課防災グループが、事務局として関係機関との調整、住民懇談会の意見確認、防災会議への報告及び意見確認などを行い推進計画案を作成。

推進協議会において計画案を確認し、パブリックコメントを経て、計画案を策定。

図 推進計画の策定体制



(参考) 令和5年度防災会議の検討スケジュール

令和5年度は4つの計画について下表の開催時期を予定として検討を進める。
防災会議は計3回開催予定。

表 令和5年度の検討スケジュール (案)

年	月	防災会議	津波防災地域づくり 推進協議会	日本海溝等 推進計画	津波避難 対策緊急 事業計画	津波防災 地域づくり 推進計画	地域防災 計画
5	5	第1回 ・災害対策本部再編制 ・今年度の防災対策の取り 組み	第1回 (5/26) ・実施目的 ・検討概要 ・協議会の進め方	※計画素案の 検討	※緊急事業計画 案作成	※計画骨子検 討	※津波編の 検討 ※修正関連 箇所検討
	8		第2回 (8/8) ・地区懇談会結果報告 ・事業・事務の検討 ・推進計画 (骨子案)	※計画案の検 討	※庁内調整 ※北海道庁等関 係機関協議	※計画素案検 討	
	11		第3回 ・地区懇談会結果報告 ・事業・事務の検討 ・推進計画 (素案)	※緊急事業計 画の掲載	※事前協議 (内閣府)	※推進協議会 審議	
	12	第2回 (書面開催予定) ・パブリックコメント案 ・津波避難対策緊急事業計 画状況報告		※防災会議意 見徴収 ※計画案作成 (12/22)	※防災会議確認 ※計画案作成 (12/22)	※防災会議 確認	
6	1	パブリックコメント 【1か月間】		●パブコメ	※正式協議 (内閣府)	●パブコメ	●パブコメ
	2	第3回 ・パブリックコメント結果 ・津波避難対策緊急事業計 画状況報告	第4回 ・推進計画案の最終確認	※パブコメ結 果反映 ※防災会議審 議	※関係機関との 最終調整	※パブコメ結 果反映 ※防災会議審 議	※パブコメ 結果反映 ※防災会議 審議
	3	※最終確認後、公表予定		※公表	※総理大臣同意	※公表	※公表

注1. スケジュールおよび、検討事項は予定 注2. 地区懇談会 (津波防災住民懇談会) は地区別に2~3回実施予定
注3. パブリックコメントは防災会議の書面確認後に実施予定。津波防災地域づくり推進計画のほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災
対策推進計画、地域防災計画を併せて実施予定